

## 平成 31 年度事業計画

### 基本計画

観光は経済成長に資するのみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関（UNWTO）によれば、2018年の世界全体の国際観光客到着数は速報値で前年比6%増の14億人に達した。アジア太平洋地域の国際観光客到着数も前年比6%増の3億4,300万人と高い伸び率を維持し、アジア太平洋地域の観光は引続き堅調であると言える。

我が国の2018年の訪日外国人旅行者数も前年比8.7%増の3,119万2千人と過去最高を更新し、観光をめぐる動きは今まで以上に力強いものとなっている。

このような観光を取り巻く現状を踏まえ、UNWTO駐日事務所は、成長が著しいアジア太平洋地域の加盟国・加盟団体等のニーズに応え、同地域におけるより一層の観光振興及び持続可能な観光の実現を図るために、UNWTOの地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

このため、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の平成31年度事業計画では、平成30年度に引続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援を行う。併せて、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援を行うこととする。

具体的な基本方針は以下のとおり。

## 基本方針

### 第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

駐日事務所は観光に関する学術的調査・研究に資するために、UNWTO出版物の翻訳刊行、UNWTOの観光統計データや研究成果などを周知するとともに、UNWTOが重視している課題に対する観光学術調査を実施する。

また、駐日事務所はUNWTO関連の国際会議等に参加し企画・運営に積極的に関わることにより、国内外の観光関係者に観光に関する様々な研究や取組みに接する機会や議論の場を提供する。

併せて、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けた取組み、ウェブサイト等による情報発信、次世代を担う観光人材育成事業などを実施する。

駐日事務所が実施するこれらのアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対して支援を行う。

### 第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

駐日事務所が関西圏である奈良県奈良市に所在している意義として、日本が国家体制を整備した奈良時代に遡る文化・遺跡が数多く残る奈良を拠点としながら、UNWTOのネットワークを介して奈良から関西、その周辺地域、さらには日本全国、アジア太平洋全域に至る地域に観光目的地としての情報発信ができる点がある。それとともに、地元に対しても、UNWTOの観光に関する知見の共有の機会や国際会議に参加する機会を提供できる点がある。

このような点を踏まえ、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動を支援するため、高校・大学等の講義への職員派遣等による国際人材育成支援事業、国際交流サロンの運営、当財団のウェブサイト等による当財団賛助会員（地方公共団体を含む）の観光に関する事業の情報発信を行う。

以上の基本方針に基づく、今年度の事業計画は以下のとおり。

## 事業計画

### 第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

【当財団定款第4条（1）、（4）、（5）、（6）】

#### 1 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所の活動に資するため、テーマを選定して学術的調査・研究を実施する事業。

##### （1）UNWTO出版物の翻訳刊行、UNWTOが取りまとめた観光統計データやUNWTOにおける研究成果などの周知

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOが公表している観光統計に関する情報及び観光全般に関する研究成果を、駐日事務所が適時適切に公表する取組みを支援する。

観光統計についてはUNWTO Tourism Highlights及びWorld Tourism Barometerの和訳を公開し、国、自治体、観光産業関係者に対して提供する。研究成果については、1年間に20冊程度出版される出版物の概要についてWebで発信する。

##### （2）UNWTOが重視している課題に対する観光学術調査

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

太平洋島嶼国は観光産業への依存度が高いにもかかわらず、観光産業振興に多くの制約を有している。

駐日事務所は、太平洋島嶼国において、観光振興・観光商品開発に関する現状分析を行い、いかに持続的な形で、観光商品を多様化していくかについて調査を実施する。

太平洋島嶼国の観光振興はアジア・太平洋地域の観光振興にとって大きな課題であるため、この調査に対して支援を行う。

##### （3）UNWTO Knowledge Network、国連大学、大学等の研究機関や観光産業関係者とのネットワーク形成に対する支援

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTO加盟国・加盟団体等の施策立案能力を深化させるためには、観光と技術、観光統計、持続可能な観光の促進等の分野で理論的な基礎研究と実践の連携が欠かせない。UNWTOが、国連の研究機関である国連大学や他の大学等の研究機関との連携を図りながら、観光に対する新たな視点を提供する取組みを支援する。

#### 2 観光交流促進支援事業

駐日事務所が国内外で実施する観光交流促進のための観光開発・交流を支援する事業。

(1) UNWTO及びUNWTO関連国際会議への参加・運営支援 [UNWTO会計]

駐日事務所はUNWTOやUNWTO関連等の国際会議等に参加し企画・運営に関わり、国内外の観光関係者が観光に関する様々な研究や取り組みに接する機会や議論の場を提供することで、UNWTO加盟国や加盟団体等の施策立案に資する効果を期待する。

なお、③以下の国際会議等については、駐日事務所はUNWTOと調整して参加を決定する。

①UNWTO東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

UNWTOでは、各加盟国は地域ごとに設けられている6つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の2委員会は合同で毎年開催され、UNWTOの加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

開催期間：2019年6月3日～5日

場 所：ブータン

②UNWTO総会

総会は2年毎に開催されるUNWTOの主要会合で、予算やプログラムを承認し、観光分野にとって重要度が高いテーマが議論される。

開催期間：2019年9月9日～13日

場 所：ロシア サンクトペテルブルク

③UNWTO理事会

開催期間：2019年6月19日～21日

場 所：アゼルバイジャン バクー

④ UNWTOアジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム

開催期間：2019年6月25日～28日

場 所：韓国 金浦

⑤ ツーリズムEXPOジャパン2019

開催期間：2019年10月24日～27日

場 所：大阪

⑥ G20観光大臣会合

開催期間：2019年10月25日～26日

場 所：北海道 倶知安町

⑦ UNWTO/UNESCO観光と文化をテーマとした国際会議

開催期間：調整中

場 所：京都

⑧ UNWTO/ PATA(太平洋アジア観光協会)観光動向と展望に関する国際会議

開催期間：調整中

場 所：中国 桂林

⑨ UNWTOシニアスタッフミーティング

開催期間：調整中

場 所：スペイン マドリッド

## (2) グローバル観光セミナーの開催支援

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

駐日事務所が、UNWTOの活動や世界での観光の潮流を国内で共有することを目的としてセミナーを開催する。

セミナーでは、オーバーツーリズム等のディスティネーションマネージメントを取り上げるとともに、観光統計に関して理解を深めてもらう。

開催期間：調整中

場 所：関西

## (3) 世界観光倫理憲章の普及・促進支援

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択された。

UNWTOは2011年から「民間部門による世界観光倫理憲章への誓約」に取組み、日本では現在、民間4団体10社が誓約に署名を行っている。ツーリズムEXPOジャパンでは、世界観光倫理憲章に則った優秀な取組みを行っている会社・団体・個人に対して、『ジャパン・ツーリズム・アワードUNWTO部門賞』が創設され、駐日事務所も審査員として参画している。今年度も駐日事務所が世界観光倫理憲章を普及・促進する取組みを支援する。

## (4) UNWTO及び駐日事務所の情報発信支援

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

### ① 関空旅博への出展

西日本最大の旅行イベント「関空旅博」において、駐日事務所及び当財団の賛助会員の活動を紹介する案内ブースを設置し、アジア太平洋諸国のプロモーションを目的とするセミナーを開催することを支援する。

### ② 駐日事務所のウェブサイトを通じた情報発信の強化

昨年度は、情報提供の充実を図るため駐日事務所のウェブサイトの刷新を支援した。今年度も駐日事務所のウェブサイトを通じた情報発信の強化を支援する。

### ③ UNWTO、駐日事務所における報道発表、UNWTOアジア太平洋ニュースレターを通じた情報発信の強化

アジア太平洋地域におけるUNWTOの活動を周知するための情報誌「UNWTOアジア太平洋ニュースレター」は、アジア太平洋地域に留まらず、世界の観光関係者に

広く活用されている。このニュースレターを通じた駐日事務所の情報発信強化を支援する。

#### (5) 次世代を担う観光人材育成事業や観光関連会議の支援

[公益目的支出計画継続事業 1 (ロ)]

##### ①次世代を担う観光人材育成のシンポジウム・ワークショップ

駐日事務所がJICAや国内の大学と連携して、観光学等を専攻する大学生等が参加して観光に関する課題について議論するシンポジウムやワークショップを開催することを支援する。

開催期間：未定

場 所：調整中

##### ②第2回雪と文化をテーマとした東北観光プロモーション会議

東北地方が平成30年度に駐日事務所・山形県・JNT0等の協力により開催したUNWTO国際会議in山形の成果を継承し、一体となって訪日外国人旅行者の拡大を目指す。企画面で東北6県及び東北観光推進機構を支援する。

開催期間：未定

場 所：東北6県の中の1県

#### (6) 駐日事務所におけるボランティア、インターンの受入支援

[公益目的支出計画継続事業 1 (ロ)]

駐日事務所が観光人材の育成に貢献するために、ボランティアやインターンを受け入れる取組みを支援する。

### 第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

【当財団定款第4条(3)、(7)】

#### 1 国際人材育成支援事業

高校・大学・観光関連団体におけるUNWTOの活動や持続可能な観光に関する講義・講演に対する当財団職員の派遣や、UNWTO 関連イベントへの参加機会の創出により、国連及びUNWTOの活動に関する理解の増進、若年層の国際感覚の涵養及びキャリア形成を支援する。

#### 2 国際交流サロンの運営

当財団の事務所に隣接する国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、国際交流イベントや国内及び国外の観光情報の提供を行う。

#### 3 当財団のウェブサイト等を通じた情報発信

昨年度は、情報発信の充実を図るため当財団のウェブサイトを更新した。今年度

は当財団の活動や当財団賛助会員（地方公共団体も含む）の観光に関する事業の情報発信をよりタイムリーに行う。

なお、当財団賛助会員等に駐日事務所や当財団の活動を紹介しているAPTEC通信においても、賛助会員の情報発信を同様に行う。